

令和6年度 第1回大潟区地域協議会次第

日時 令和6年5月23日（木）午後6時30分から
会場 大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

1 開会

2 総合事務所長あいさつ

3 委員自己紹介

4 制度の説明、活動事例紹介 …資料No.1

協議事項

（1）会長及び副会長の選任について

（2）大潟区地域協議会で定める事項について …資料No.2

6 報告事項

（1）農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について …資料No.3

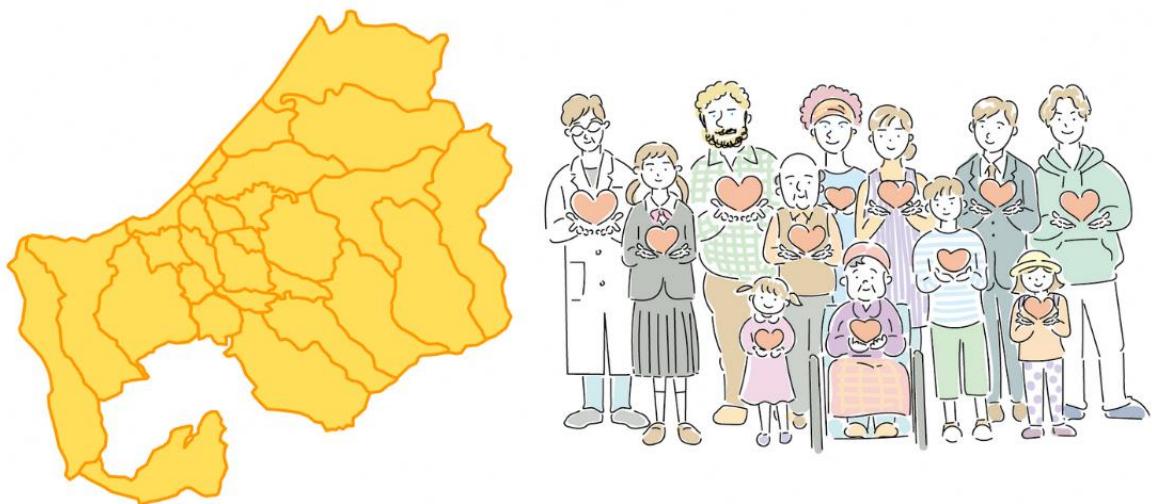
7 その他

・大潟かつば祭り実行委員の選出について

・次回地域協議会開催予定日 _____月_____日()

8 閉会

上越市地域協議会 委員の手引き



目 次

はじめに	1
1 地域自治区制度	2
(1) 地域自治区制度とは	2
(2) 地域自治区制度のポイント	3
(3) 地域自治区の事務所	3
2 地域協議会	4
(1) 地域協議会とは	4
(2) 地域協議会の役割など	4
(3) 地域協議会の委員	5
(4) 地域協議会委員選任の流れ	7
3 地域協議会の役割	8
(1) 自主的審議	8
(2) 諒問・答申	10
4 地域協議会の活動	13
5 より充実した地域協議会運営に向けて	14
(参考) 地域独自の予算事業	15
各地域自治区の事務所一覧	16

上越市PRマスコット



Kenken



Kenken



Kankankun

はじめに

上越市では、平成 17 年の市町村合併を機に、それぞれの地域の特性をいかしたまちづくりを実現するため、旧町村の範囲を単位とした地域自治区を設置しました。各地域の声を集約し、その声を市民の皆さんによるまちづくり活動につなげていく仕組みを整えました。

また、平成 20 年には上越市自治基本条例を制定し、この仕組みを普遍的な制度として位置付け、平成 21 年に合併前の上越市にも地域自治区を設置することで市内全域に等しくまちづくりを進めるための仕組みを整えました。

本手引きは、各地域自治区に設ける地域協議会の委員の皆さんから、地域自治区制度や地域協議会の役割をご理解いただくとともに、委員としてご活躍いただくために作成しました。あわせて、市民の皆さんや地域活動に取り組まれている団体、地域活動に关心のある皆さんからもご一読いただき、地域協議会へのご理解や地域協議会との連携や協力の関係を築いていただくためにお役立ていただければ幸いです。



図 1：市内に設置している地域自治区

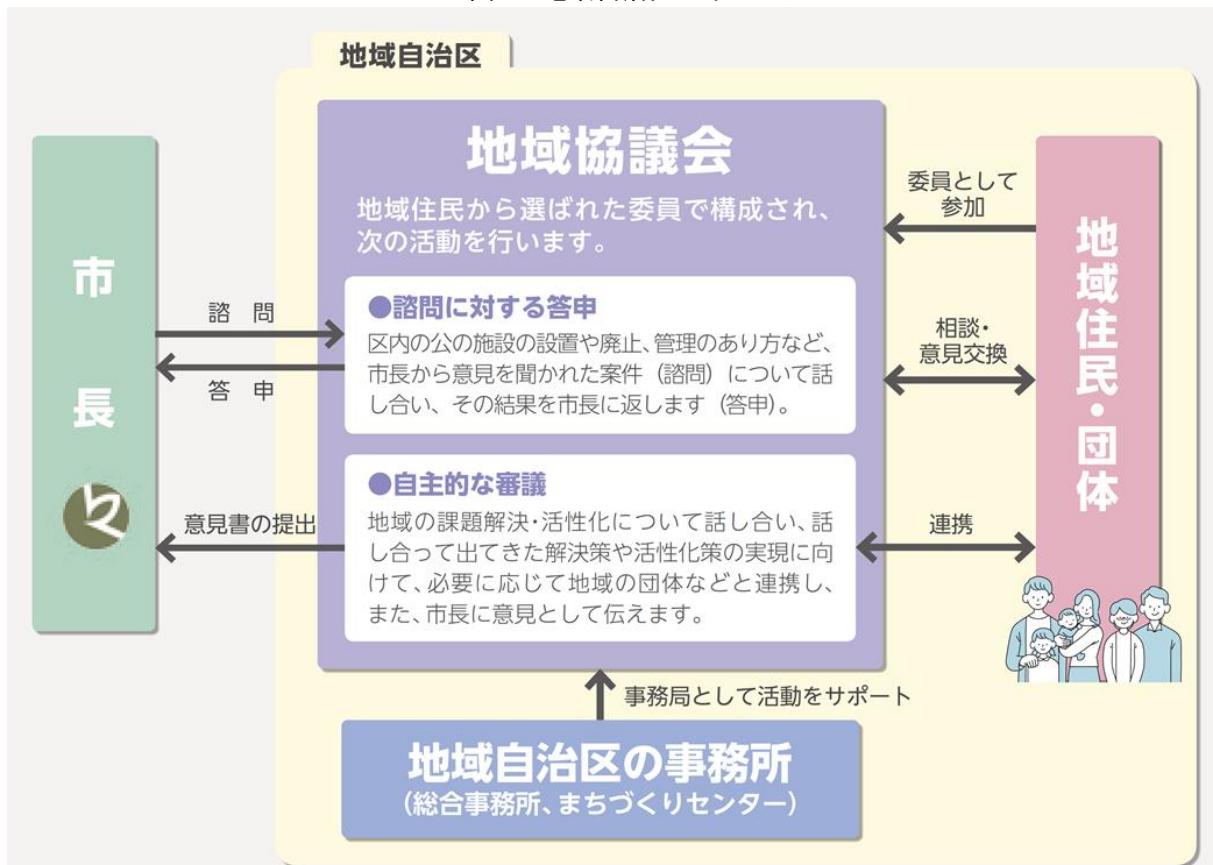
1 地域自治区制度

(1) 地域自治区制度とは ～自主自立のまちを実現していくための仕組み～

地域自治区制度は、「自主自立のまち¹」の実現を目指して、市内のそれぞれの地域において、住民の皆さん同士、あるいは住民の皆さんと行政の連携・協力関係を築き、まちづくり活動を活発にしていくため、また多様な地域特性や住民の皆さんの意思をより一層市政に反映していくための仕組みです。

また、地域自治区には、地域の課題や地域の活性化などについて、より良い解決策を導き出すために話し合い、話し合いの結果をもとに、地域団体等との連携・調整を行うほか、市長に意見として伝えること等を行う地域協議会と、地域協議会の事務や地域でのまちづくり活動を支援していく事務所を設けることとしています。

図2：地域自治区のイメージ



1 市民自らが主役となって進める市民本位のまちづくりを推進するため、受け身であったり一方的に頼ったりするのではなく、市民が自主的に支え合い、まちや地域として自立していく姿のこと。人、地域経済、行政がそれぞれ自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になります。

(2) 地域自治区制度のポイント

市の全域に28の「区域」を設置

より多くの市民の皆さんから今よりも更に「身近な地域」に関心を高めていただくための仕組みとして、市の全域に地域自治区を設置しました。

各区に地域協議会を設置

地域協議会は、身近な地域の課題などについて、住民の皆さん自らがその解決方法や解決に向けた取組方法等を話し合い、話し合いの結果に応じて、地域団体等との連携・調整を行うほか、市長に意見として伝えていく機関です。

各区を担当する事務所を設置

地域自治区の事務所は、地域協議会の運営に関する事務を行うほか、それぞれの地域における住民の皆さんのまちづくりをサポートしています。

もっと
身近な地域に関する情報を共有しやすくなるように

もっと
身近な地域に关心を高め、愛着を持てるように

もっと
様々な立場や考え方の人たちが、身近な地域について話し合えるように

もっと
地域で活躍している多様な担い手が連携しやすくなるように

もっと
身近な地域を軸に多様な観点からまちづくりを進められるように

もっと
市民ニーズや地域の実情に合った市政を進められるように

(3) 地域自治区の事務所

地域自治区の事務所として、平成17年に設置した13の地域自治区には、各区に「総合事務所」を設置しています。また、平成21年に設置した15の地域自治区では、複数の地域自治区を担当する「まちづくりセンター」を3か所に設置しています。

総合事務所

○総合事務所の業務内容

総合事務所では、地域協議会に関する事務と地域振興に関する業務のほか、戸籍謄本や抄本、住民票の写しの交付、要介護認定の申請受付など、担当する区内の行政サービスに関する事務も行っています。

○総合事務所を置く施設

旧町村の役場であった施設を活用し、区内の皆さんの地域活動に利用していただける「コミュニティプラザ」を設置し、ここに総合事務所を置くなどの取り組みを通じて、住民と行政との協働による地域づくりを進めやすい環境を整えています。

まちづくりセンター

○まちづくりセンターの業務内容

まちづくりセンターは、それぞれ4~6の区を担当し、職員が必要に応じて地域に出向きながら地域協議会に関する事務や地域振興に関する業務を行っています。

○地域協議会の開催場所

各区の地域協議会の会議は、それぞれの区の中にある公共施設等で開催しています。

2 地域協議会

(1) 地域協議会とは

各区に設置する地域協議会は市長の附属機関であり、様々な立場の住民の皆さん同士が、地域住民としての観点から地域の課題について話し合い、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う機関です。

(2) 地域協議会の役割など

○どんなことを話し合うの？

地域協議会では、住民の皆さんが日常生活の中で改善が必要と感じているテーマについて自主的に話し合うほか、市長から意見を求められた案件(諮問)について話し合います。

※詳しくは8~12ページ参照

○なぜ市長は地域協議会に意見を聞くの？

例えば、市が施設を建設する際、その区の住民の生活に及ぼす影響²について、その区の地域協議会の意見を聞き、その後の政策の参考とするためです。

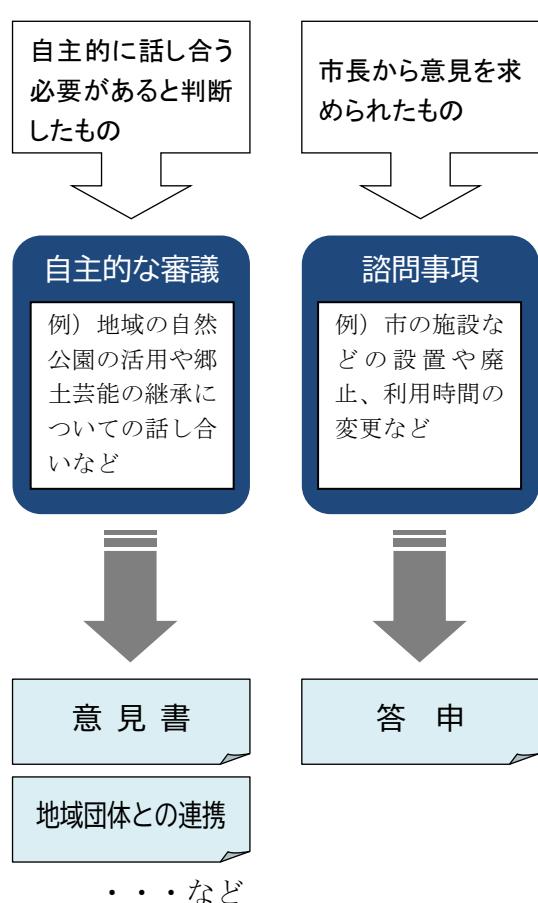
○話し合ったことはどうなるの？

地域協議会は、市長が地域の声を聞くために設置した機関（市長の附属機関）であり、市長はその意見を勘案し、必要に応じて適切に対応することを基本とします。ただし、意見の内容や市の財政状況などから、市政に反映できない場合もあります。

○話し合いの内容を知りたいときは？

地域協議会の開催予定は事前に公表しており、会議はどなたでも傍聴できます。

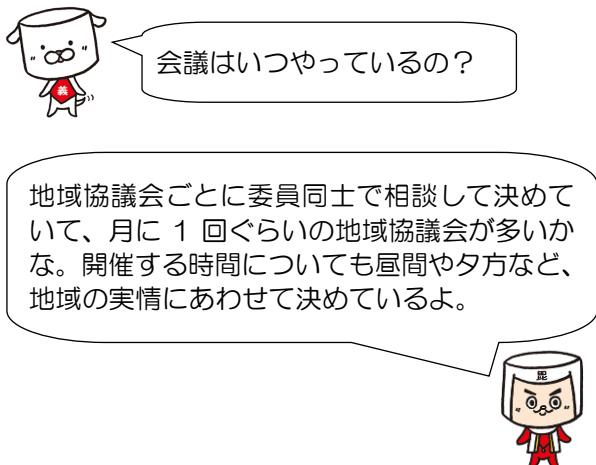
図3：地域協議会の話し合いの流れの例



※地域協議会で話し合った意見で、意見書や答申として市長に提出された案件については、おおむね1か月後を目途に地域協議会に市の考え方や対応方針等を文書で回答します。

2 その区内の住民の生活に及ぼす影響とは、例えば、施設が設置されることに伴う交通量の増による騒音の問題など生活環境に支障を来すようなマイナスの影響や、にぎわいの創出などのプラスの影響などをいいます。

また、地域協議会で話し合っていることや活動の様子は、各区で回覧・配布する「地域協議会だより」でお知らせするとともに、市のホームページにて会議録や「地域協議会だより」を掲載・公表しています。



地域協議会の会議の様子

(3) 地域協議会の委員

○委員の定数は？

令和6年4月29日から令和10年4月28日までを任期とする委員は380人で、地域協議会ごとの定数は6ページの表1のとおりです。委員改選の都度、地域自治区の人口に応じて定数を見直しています。

○どんな人が委員になれるの？

地域協議会の委員になれる人（委員資格者）は、議員、常勤の公務員などを除きその区の中に住所がある25歳以上の人（市議会議員の候補者となることができる人³⁾）です。

○委員の報酬は？

住民の皆さんの自発的・主体的な参加が期待されていますので、無報酬⁴⁾としています。なお、交通費相当額として、会議1回につき1,200円をお支払いします。

○委員の任期や職の位置付けは？

任期は4年で、再任は妨げません。また、職の位置付けは、上越市の非常勤特別職となります。

3 市議会議員の候補者となるには、公務員の立候補制限がありますが、地域協議会委員は公務員でも臨時又は非常勤の職員であれば一部を除き委員になることができます。

4 平成15年11月の第27次地方制度調査会の答申において、「地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることから、その構成員は、原則として無報酬とする。」とされたことを踏まえ、地方自治法第202条の5第5項に、「地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。」と規定されています。また、国会においても、「原則として無報酬とするよう周知すること。」との附帯決議がなされたことを踏まえ、上越市では、地域協議会は住民の主体的な参加を求めるものであり、住民として担う自主的な活動の一環であるという考え方に基づき、委員には報酬をお支払いしていません。

○委員に特別な知識や経験は必要なの？

地域協議会は、地域のことをみんなで考え、話し合う場です。特別な知識や経験は必要ありません。

○委員はどうやって話し合うの？

委員全員が気持ちよく、積極的な話し合いを進められるように、次のことを心掛け、会議に臨みましょう。

～地域協議会における会議の心得 5か条～

その1 自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）

その2 発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）

その3 建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）

その4 話し合やすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）

その5 個人の意見は平等に扱いましょう（一人の強い意見に偏らない）

表1：各地域協議会の委員定数（令和6年4月29日から4年間の委員定数）

地域自治区	委員の定数	地域自治区	委員の定数	地域自治区	委員の定数
高田区	20人	有田区	16人	大潟区	14人
新道区	14人	八千浦区	12人	頸城区	14人
金谷区	16人	保倉区	12人	吉川区	12人
春日区	20人	北諏訪区	12人	中郷区	12人
諏訪区	12人	谷浜・桑取区	12人	板倉区	14人
津有区	12人	安塚区	12人	清里区	12人
三郷区	12人	浦川原区	12人	三和区	14人
和田区	14人	大島区	12人	名立区	12人
高士区	12人	牧区	12人	合計	380人
直江津区	18人	柿崎区	14人		



地域協議会委員にはどんな人がなれるのかな？

地域を良くしたいと思う人なら
だれでもなれるよ。
詳しくは5ページを見てね。



(4) 地域協議会委員選任の流れ

○委員を選ぶ手続きは？

委員を選ぶ際は、最初に公募を行います。

応募者数が定数を超えた時は、公職選挙法に準じた選任投票を行い、その結果を尊重して市長が委員を選任します。

一方、定数よりも、応募者数が少なかった場合は、定数に達するまで、市長が年代や性別、応募者との地域的なバランスなど委員の構成に配慮して委員資格者の中から選任します。

図4：地域協議会委員選任の流れ

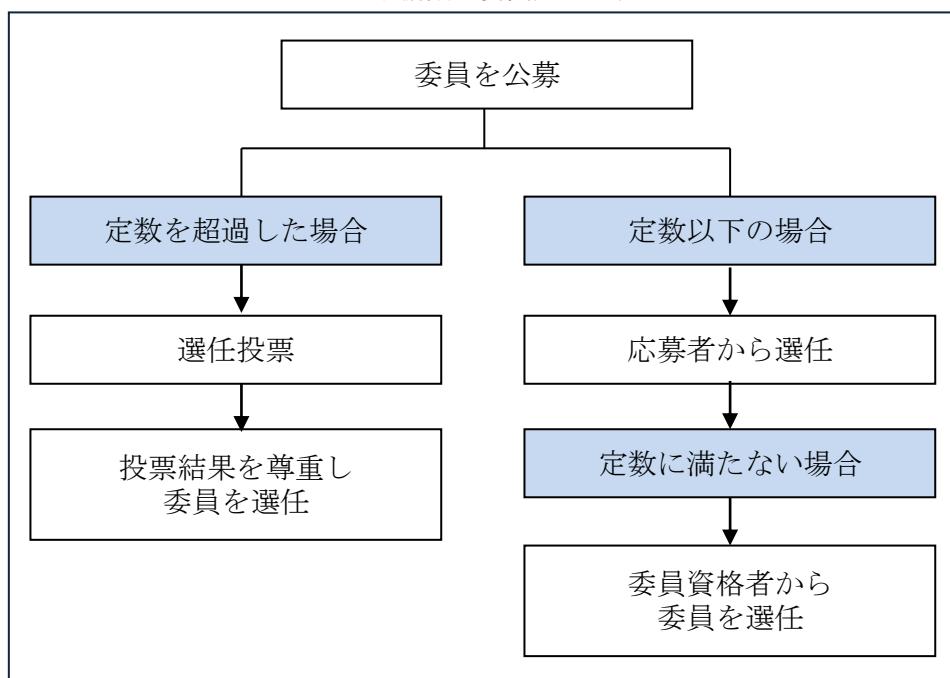


表2：これまでの公募の状況

公募時期	応募者/委員定数	充足率
平成17年1月（13区）	189人/192人	98.4%
平成20年3月（13区）	145人/192人	75.5%
平成21年9月（15区）	128人/224人	57.1%
平成24年3月（28区）	305人/416人	73.3%
平成28年3月（28区）	319人/390人	81.8%
令和2年3月（28区）	321人/382人	84.0%
令和6年3月（28区）	233人/380人	61.3%

3 地域協議会の役割

地域協議会には、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う役割（2ページ参照）があります。

また、区内にある公の施設の設置や廃止、管理の在り方などについて、市長から意見を聴かれた事項（諮詢）について話し合い、その結論を市長に返す（答申）役割も持っています。

（1）自主的な審議

○自主的な審議とは

地域協議会は、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合います。このため、自主的な判断で区内の課題等について話し合うこととなります。

話し合った結果については、その内容に応じて、区内で活動している団体に協力・連携を求めるほか、市長に意見書を提出し、市政での実現を求めていくことができます。

なお、地域協議会は、区内に住む住民としての観点からの議論となりますので、市長に提出される意見書は、当該区との関わりを基にした内容でなければなりません。

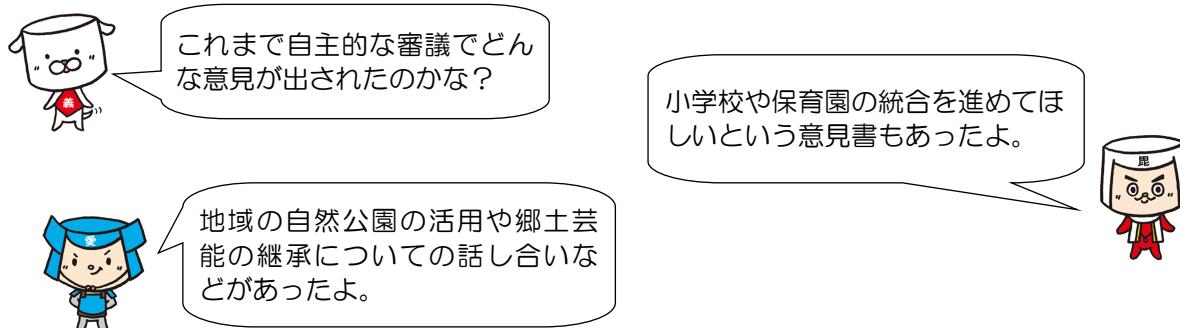
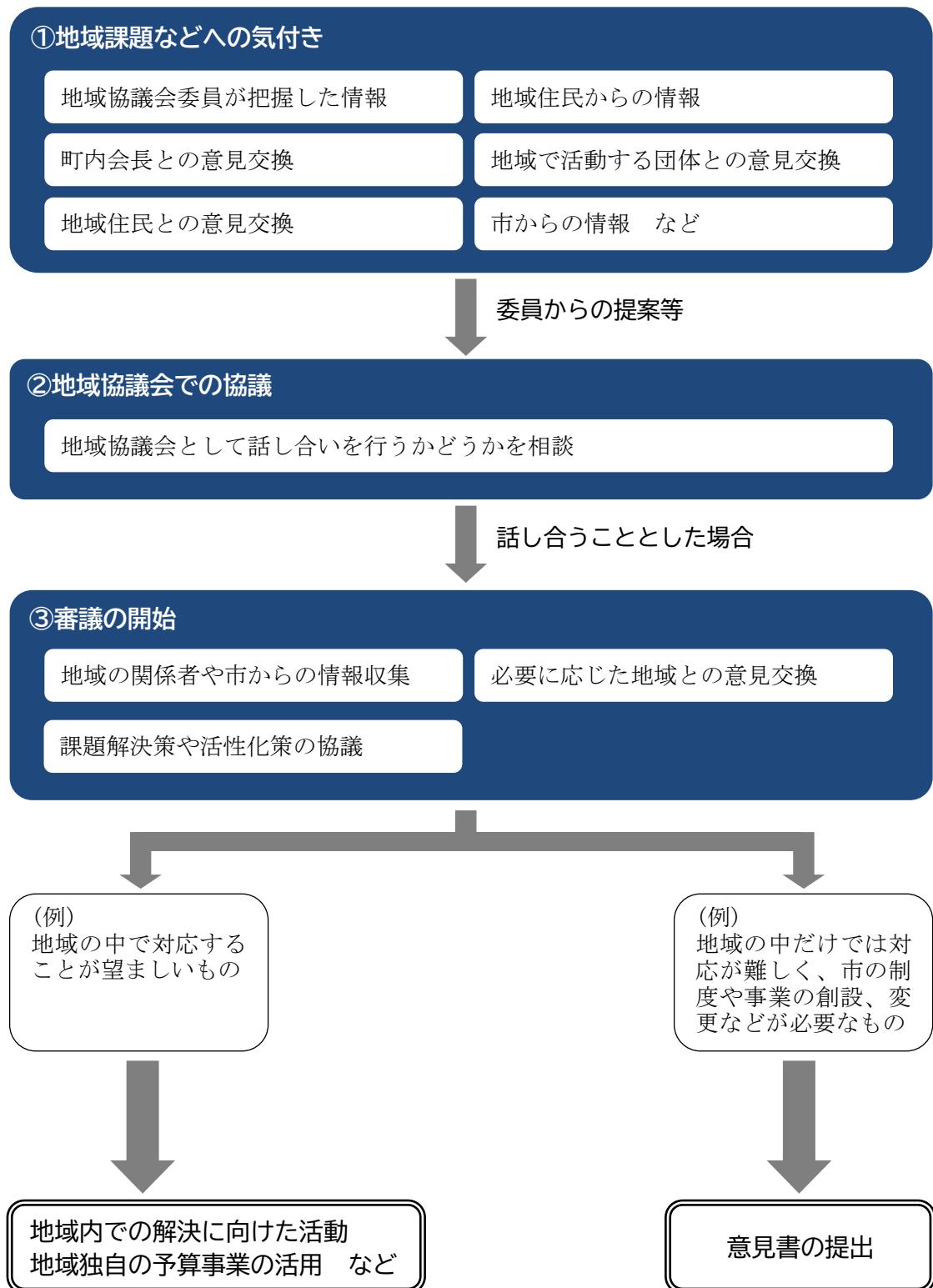


表3：地域協議会で話し合われたテーマの例

テーマ	主な内容
空き家対策	区内の空き家の現状を調査し、地域活性化のための空き家の活用法について検討する。
防災活動	津波や水害等のリスクが高い地域であることから、地域防災力の維持・向上のために実効性のある自主防災組織の再構築に向けて協議・検討する。
交通対策	区内の住民に対して行ったアンケートにおいて、現行の路線バスの廃止に伴う、公共交通の充実や高齢者・子どもの居場所づくり、上下校の安全対策などへの取組を望む回答があったことから、区内の公共交通のあるべき姿について検討する。

図 5：自主的な審議の流れ



(2) 質問・答申

○質問・答申とは

質問とは、市長が政策判断の参考とするため、地域協議会に対して、市議会へ上程する案件等、特定の案件について「区内の住民の生活に及ぼす影響」の観点から意見を求めるものです。

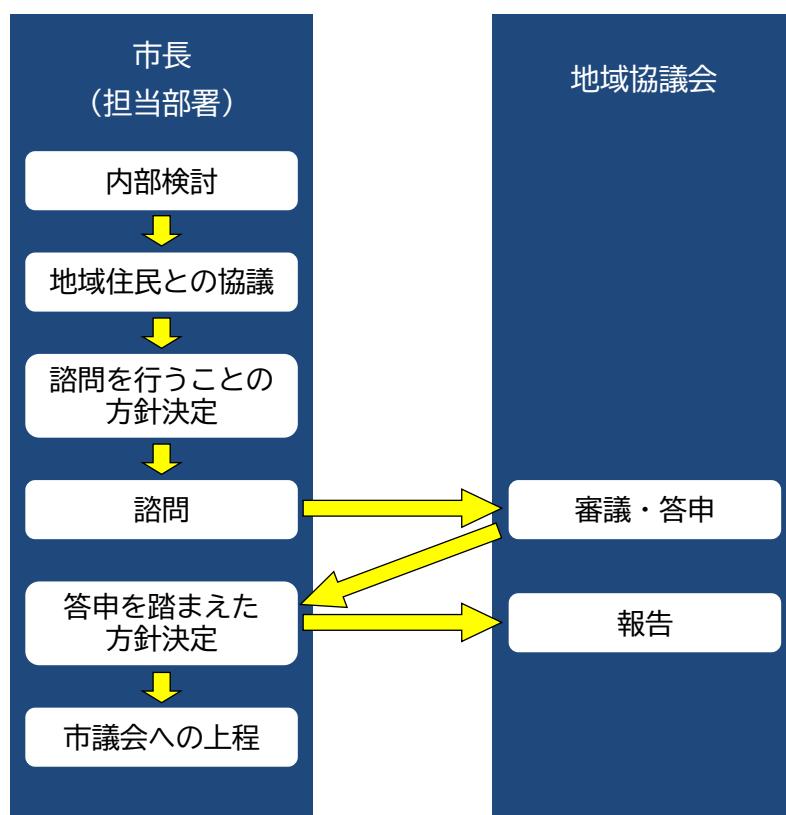
具体的には、区内の重要な公の施設（集会施設など）の設置・廃止・管理の在り方に関するなどを決定・変更しようとする場合などに、市長が地域協議会に質問します。

地域協議会は、質問された事項を話し合い、その結果を市長に対して答申という形で返します。また、話し合いの中で必要と判断した場合は、答申に関連する事項として意見を付け加える（附帯意見）ことができます。その内容は、地域住民の生活に及ぼす影響の観点を踏まえたものとする必要があります。

答申に当たっては、地域協議会は「地域住民の生活に支障なし」または「地域住民の生活に支障あり」の判断をします。なお、地域協議会としての意見がまとまらない場合にあっては「意見の集約ができないため、答申することはできない」といった意見を市に返すことになります。

地域協議会の答申については、市長により尊重されますが、答申の内容によっては法令による規則や全市的な市政の取組状況、財政状況、住民の合意形成の状況などを踏まえ、地域協議会の意見と異なる取扱いをする場合もあります。なお、そのような場合にあっては、市長は地域協議会にその理由を説明することとしています。

図 6：質問・答申の流れ



○どのような基準で諮問が行われるの？

条例の規定に基づき、当該区の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を聴くため、諮問します。

◎上越市地域自治区の設置に関する条例

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
 - (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
 - (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

例えば、次のような事項について諮問します。

- ・新市建設計画の変更
- ・公の施設の設置や管理の在り方（新しい施設の設置、開館時間と休館日）
- ・公の施設の移転や廃止
- ・新市建設計画等の市議会の議決の対象となる基本構想 など

なお、諮問は市長が自らの政策判断に必要とする意見を求めるために地域協議会に諮問していることから、次の案件については諮問しない取扱いとしています。

- ・市道の認定と廃止
→道路法に基づくものであり、条例に根拠を置かないため
- ・地域自治区内の特定の地域の利用に特化した公の施設の廃止、管理の在り方の変更
→使用者が施設周辺の町内会等に限定されており、さらにはその管理も施設周辺の町内会等が行っているなど、特定の地域のための施設となっていて、その施設に関する町内会等の了解が得られているものについては、市長の政策判断と地域住民の意向との間に食い違いが生じないため。
- ・統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定（条例の改正を伴うもの）
→受益者負担の適正化を目指した統一的な算定基準を設けており、3年毎に原価計算及び価値補正による使用料等の算定を行い、必要に応じて当該使用料を見直すため。
- ・公の施設への指定管理者制度の導入、更新及び廃止
→公の施設の管理運営は、指定管理者制度においても条例や業務仕様書の範囲の中で行われるものであり、住民生活に大きな影響を及ぼすものではないため。
- ・指定管理者の選定
→指定管理者の選定を適正かつ公平に実施するため、施設所管課ごとに、専門家や利用者代表（市民）等からなる選定委員会を設置し、適正に選定等が行われているため。

○ 質問・答申のポイント

■ 市長が決定した方針について、地域協議会に質問します。

市長が地域協議会に質問するためには、まず方針を決定する必要があります。方針を決定するためには、事案に関する地域の住民から一定の理解や協力を得られている状態が望ましいことから、事案によって状況は異なりますが、地域協議会に質問する前に、市長はその地域の住民への説明等を行うことがあります。

なお、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の「市長は、(中略)あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。」における「あらかじめ」とは、市長が重要事項の方針を内部で決定した後のことであり、例えば、市議会の議決を要するものであれば、市長が方針を決定した後から市議会に上程する間の質問となりますので、地域協議会が質問前に市の方針決定に直接関わるものではありません。

■ 質問は「住民の生活に及ぼす影響」について意見を聞くものです。

質問は、例えば公の施設の設置や廃止で言えば、単純な是非や良し悪しを聞くものではなく、その施設を設置や廃止することで、その地域自治区の住民の生活にどのような影響があるか、という観点で意見を聴きますので、質問に対する答申も、それを踏まえた意見が含まれている必要があります。

■ 全市域に関わる事案であっても、全ての区に一律に質問することは行いません。

全市民の利用が想定される大規模な公の施設を設置するときなど、全市域に関わる事案が発生したときは、全ての地域協議会に質問するのではなく、あくまでも条例に基づき当該施設の設置区にのみ質問します。これは、全市的な観点から審議するのは市議会であり、地域協議会は市長の附属機関として政策判断の参考とするため、地域自治区から選任された委員が、その区に関わる事案を話し合う役割を担っているためです。

■ 答申は、地域協議会としての意見が一つに集約されている必要があります。

市長は、地域協議会の答申を政策判断の参考とします。その内容が、様々な意見により構成され複雑多岐に渡るものであると、その意見を政策に反映することが困難になり、質問や答申の意義が損なわれる結果となってしまいます。このため、地域協議会としての意見を一つに集約して答申することが必要です。

4 地域協議会の活動

それぞれの地域協議会では、通常の会議（概ね月に1回程度）のほか、それぞれの地域協議会で創意工夫しながら様々な取組を行っています。

○地域の団体等との意見交換

町内会、住民組織、まちづくり団体など、地域で活動する団体と地域協議会が、地域の課題やその解決策などについて意見交換を行う取組が各区で行われています。

住民の皆さん同士が地域の課題を共有することを通じて、よりよいまちづくりにつながることが期待されます。



地域の皆さんとの意見交換



中学生との意見交換



複数区の地域協議会委員が
集まる合同研修会



各区での運営上の工夫や課題に
ついて意見交換をする会長会議

○先進地視察

県内外先進地域の視察や自主的審議事項に関する区内の視察等、各地域協議会の状況に応じて実施しています。



○アドバイザーを招いた研修会

地域が元気になるための仕組みづくりや、地域の課題の掘り起こし方法などのノウハウについて、有識者を招きアドバイスを受けることができます。



5 より充実した地域協議会の運営に向けて

地域協議会の運営が円滑かつ有意義となるよう、次のような取組を実施します。

■ 若者や女性等を中心とした団体及び住民組織との意見交換

地域協議会が、地域の多様な意見を把握し審議に反映していくため、若者や女性の団体、住民組織との意見交換を行います。

■ 地域課題等を共有する地域内の視察と勉強会

地域の課題や資源を委員間で共有するため、現場視察や勉強会を実施します。

■ ファシリテーション研修

会議を円滑に進め、参加する委員の発言を促しながら、多様な意見の調整や集約に繋げていく技能の向上を図るため、正副会長を対象とした研修を実施します。

■ 話し合いのスキルアップ研修

会議の際に活発に話し合いが行われるよう、委員一人ひとりが会議に臨む姿勢や心構え等の基本事項を学ぶための研修を実施します。

■ 託児環境の整備

委員が会議に出席しやすい環境づくりのため、委員から、会議に参加する際に子どもを一時的に預けたいといった希望があった際に対応する託児環境を整えています。

■ オンラインでの会議への出席

委員が会議に出席しやすい環境づくりのため、パソコンやスマートフォン等を使い、会場以外の場所からオンラインで会議に参加できるようにします。

(参考) 地域独自の予算事業

○地域独自の予算事業とは

それぞれの地域の課題を解決し、地域の活力の向上を図る取組の実現に向けて、市の予算を要求する仕組みです。

地域住民の皆さんや地域協議会からの提案が、総合事務所やまちづくりセンターによって予算として要求され、市議会の議決を経て、地域の団体や市によって実現されます。

取組を提案できるのは、2人以上で構成し、市内で活動する法人及び団体、又は、地域協議会です。このほか、総合事務所とまちづくりセンターも提案することができます。対象となる取組は、「地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組」や、「地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組」です。

地域独自の予算事業の運用を通じて、地域住民の皆さんが、住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、生活の満足感や質を高めていけるようにすること、また、地域と市が一緒になって、地域資源の活用や地域住民の皆さんの連携が深まるようにすることが期待されています。

○地域独自の予算事業における地域協議会の関わり

■ 取組の提案

地域協議会は、自主的な審議の結果として、地域の団体との連携・調整により、取組の実施を促すこととした際、その取組の実施のために必要な財源の一部として、地域独自の予算事業を活用することができます。

地域協議会が取組を提案しようとするときは、取組を実施する団体及び総合事務所又はまちづくりセンターと調整する必要があります。

まずは総合事務所又はまちづくりセンターに相談してください。

■ 区域内の提案事業の情報共有

地域協議会の自主的な審議の参考とするため、区域内における地域独自の予算事業として提案のあった取組について、提案時点の状況及び市議会に上程した予算案の状況を地域協議会へ情報提供します。

<各地域自治区の事務所一覧>

お住まいの区域	事務所名称	所在・電話番号
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター (雁木通りプラザ内)	本町 3-2-26 ☎ 025-522-8831
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター (市役所木田第二庁舎内)	木田 1-1-3 ☎ 025-526-1690
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター (レインボーセンター内)	中央 1-16-1 ☎ 025-531-1337
安塚区	安塚区総合事務所	安塚区安塚 722-3 ☎ 025-592-2003
浦川原区	浦川原区総合事務所	浦川原区釜淵 5 ☎ 025-599-2301
大島区	大島区総合事務所	大島区岡 3320-3 ☎ 025-594-3101
牧区	牧区総合事務所	牧区柳島 522 ☎ 025-533-5141
柿崎区	柿崎区総合事務所	柿崎区柿崎 6405 ☎ 025-536-2211
大潟区	大潟区総合事務所	大潟区土底浜 1081-1 ☎ 025-534-2111
頸城区	頸城区総合事務所	頸城区百間町 636 ☎ 025-530-2311
吉川区	吉川区総合事務所	吉川区下町 1126 ☎ 025-548-2311
中郷区	中郷区総合事務所	中郷区藤沢 986-1 ☎ 0255-74-2411
板倉区	板倉区総合事務所	板倉区針 722-1 ☎ 0255-78-2141
清里区	清里区総合事務所	清里区荒牧 18 ☎ 025-528-3111
三和区	三和区総合事務所	三和区井ノ口 444 ☎ 025-532-2323
名立区	名立区総合事務所	名立区名立大町 365-1 ☎ 025-537-2121



令和6年4月発行
上越市 総合政策部 地域政策課
〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号
電話 (025) 520-5672
FAX (025) 526-8363
E-mail chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp
ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

令和6年5月23日(木)
第1回大潟区地域協議会
資料No.2

大潟区地域協議会の審議事項について

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
会長、副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例（以下、「条例」という。）第6条	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の互選により決定 ・会長1名、副会長1名 ・任期は2年 	<u>会長</u> <u>副会長</u>
会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第8条第1項第2号	4人 4分の1以上の委員から書面で会議に付議すべき事項を示して請求があった場合	<u> </u> 人
会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	名簿順（五十音順） ※会長を除く	
委員が会議の議題を提出する場合の方法 ※条例第8条第4項	委員が自主的に審議したい事項がある場合は、別に定める様式により会議開催予定日の10日前までに会長に届ける	
地域協議会だよりの編集方法 ※条例第8条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長から1名 ・委員から3名 ・1年任期 ・名簿の最後から 	(編集委員)
	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回 	(発行回数・時期)
	<ul style="list-style-type: none"> ・会長または副会長を中心 に4人の編集委員で作成 	(編集方法など)
会議の座席順 ※条例第8条第4項	名簿順（五十音順）	

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
会議の開催日時 ※条例第8条第4項	毎月の第4木曜日	(開催日)
	18:30から	(開催時間)
会議の会場 ※条例第8条第4項	大潟コミュニティプラザ	

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。
(会議)

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

※ 依頼書番号	
---------	--

地域協議会審議依頼書

地域協議会委員氏名		
審 議 依 頼 事 項	件　　名	
	内　　容	
	区　　分	<input type="checkbox"/> 地域における懸案事項への対応に関すること <input type="checkbox"/> 地域の振興に関する課題への対応に関すること <input type="checkbox"/> 新市建設計画の計画的かつ円滑な推進に関すること <input type="checkbox"/> その他 ()
	依頼年月日	令和　年　月　日

※ 地域協議会委員では記入しない。

農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」の策定について(概要)

令和6年5月
上越市農林水産部(農政課)

1 地域計画とは…

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図として、令和5年4月に施行された[改正]農業経営基盤強化促進法により、現在、全国の市町村で計画の策定に取り組んでいます。

特に「地域計画」の中では、これまで地域の皆さんのが守り続けてきた農地を、可能な限り次の世代へ引き継いでいくため、農作業の手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化などを含め、10年後の目指すべき農地利用の姿となる「目標地図」を作成します。

農地の中には生産条件が悪く、様々な工夫や努力を払っても農業上の利用が困難な農地もあると思いますが、「将来、地域の農地を誰が利用していくのか」、「地域の農業をどのように維持していくのか」を、現在の農地の状況（現況地図）を見ながら、地域の皆さんと一緒に話し合って、まとめていきます。

2 地域計画の概要

(1) 根拠法令（農業経営基盤強化促進法）

[第18条：要約] 市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

[第19条：要約] 市町村は、農業者等による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を定めるものとする。

(2) 事業主体

上越市（地域での話し合いに基づき策定）

(3) 計画策定期間

令和5・6年度（2か年）

(4) 計画策定区域

地域自治区 26計画 ※市街化区域（高田区、直江津区）は対象外

(5) 参加者

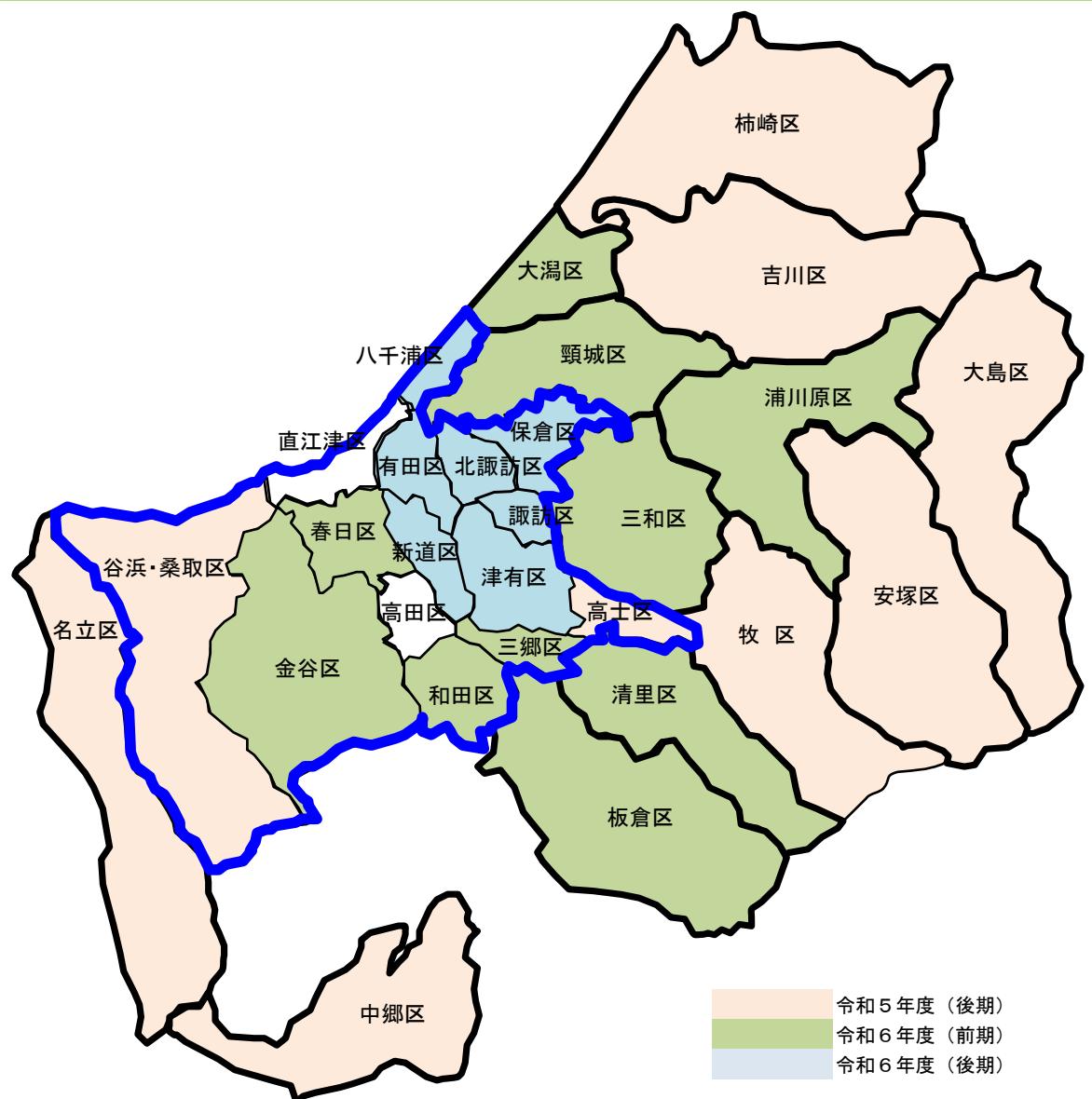
農業者等、農家組合長、町内会長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、上越市、上越市農業委員会 など

(6) まとめ（結果）

- ・協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を公告

※農地の所有権や利用権は移動しません。

※ 計画策定区域（26地域）



1	高田区	対象外	16	安塚区	R5後期
2	新道区	R6後期	17	浦川原区	R6前期
3	金谷区	R6前期	18	大島区	R5後期
4	春日区	R6前期	19	牧区	R5後期
5	諏訪区	R6後期	20	柿崎区	R5後期
6	津有区	R6後期	21	大潟区	R6前期
7	三郷区	R6前期	22	頸城区	R6前期
8	和田区	R6前期	23	吉川区	R5後期
9	高土区	R5後期	24	中郷区	R5後期
10	直江津区	対象外	25	板倉区	R6前期
11	有田区	R6後期	26	清里区	R6前期
12	八千浦区	R6後期	27	三和区	R6前期
13	保倉区	R6後期	28	名立区	R5後期
14	北諏訪区	R6後期			
15	谷浜・桑取区	R5後期			※計画策定区域:26地域

3 地域計画の記載事項

(1) 当該地域における農業の将来の在り方

- ①地域計画の区域の状況
- ②地域農業の現状と課題
- ③地域における農業の将来の在り方

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- ①農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
- ②担い手に対する農用地の集積に関する目標
- ③農用地の集団化（集約化）に関する目標

(3) 目標を達成するために必要な措置

- ①農用地の集積、集団化の取組
- ②農地中間管理機構の活用方法
- ③基盤整備事業への取組
- ④多様な経営体の確保・育成の取組
- ⑤農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組

(4) 地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）

- ・農業者氏名、作物名、経営面積など

(5) 目標地図

- ・10年後の地域の農地を見据え、農地ごとに将来の耕作者を目安として設定
- ・あくまで目安であり、農地の売買や賃借などの権利設定は発生しない
- ・将来の耕作者が直ちに見つからない場合は、「今後検討等」として隨時調整
- ・目標地図は、地域の情勢の変化に応じて、適宜見直す

※ その他任意事項

- ①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、④輸出、⑤果樹等、⑥燃料・資源作物等、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨その他

4 大潟区の地域計画の進め方

(1) 計画策定区域

大潟区

(2) 参加者

- ・農業関係者：農業者（認定農業者、認定新規就農者、生産組織、農業法人等）農家組合長、町内会長など
- ・アドバイザー：JAえちご上越、大潟あさひ土地改良区
- ・オブザーバー：新潟県（上越地域振興局）
- ・事務局：上越市（柿崎区・大潟区総合事務所）、上越市農業委員会、元気な農業づくり推進員

(3) 協議（話し合い）※地域懇談会

- ・開催時期：令和6年6月～8月に2～3回の開催を予定

(4) まとめ（結果）

- ・協議状況・・・市ホームページで適宜公表
- ・地域計画・・・令和7年3月に全計画を一括公告
※農地の所有権や利用権は移動しません。